

竹原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 要旨

竹原市（以下「市」という）が、竹原市放課後児童クラブ運営業務委託の受託事業者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 目的

竹原市放課後児童クラブの運営にあたり、民間事業者のノウハウを活用した効率的かつ安定的な運営体制の確立、子育て支援の質的向上及び更なる良質なサービスの提供を行うため、プロポーザル方式により提案を広く求め、最も優れた提案を行った者を優先契約交渉業者として選定し、提出された提案書の内容を基に、放課後児童クラブ運営業務を委託することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 委託業務名
竹原市放課後児童クラブ運営業務
- (2) 業務の内容
別紙「竹原市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (4) 委託料上限額
327,050千円（第二種社会福祉事業のため非課税）
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間の合計金額とする。

4 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 広島県又は広島県に隣接する県に営業所等を有している、又は委託期間の開始までに当該県に営業所等を構えることができ、常に迅速に対応ができること。
- (2) 安定的かつ健全な経営能力を有し、法人格を有する者であること。
- (3) 過去3年における同種または類似施設の運営実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 令和7年9月1日時点で竹原市の競争入札参加資格を有すること。
- (6) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (7) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 竹原市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 手続き開始の公告の日から契約締結日までの期間において、竹原市の指名除外の措置を受けていないこと。
- (10) 竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者でないこと。

５ 実施スケジュール

日程	内容
令和７年７月２５日（金）	募集公示、書類提出受付開始、質問受付開始
令和７年８月１日（金）	質問提出期限
令和７年８月６日（水）	質問回答予定日
令和７年８月１８日（月）	参加申込書類提出期限
令和７年９月１日（月）	企画提案書類提出期限
令和７年９月１１日（木）	プレゼンテーション審査実施
令和７年９月１８日（木）	選考結果通知予定

６ 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、別紙「質問書（様式第１号）」により質問事項を簡潔に記載し、本書中の「12 資料提出及び問い合わせ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和７年８月１日（金）午後５時１５分まで

(3) 回答方法

回答予定日までに質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、竹原市ホームページに掲載する。

(4) 回答予定日

令和７年８月６日（水）

(5) 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

７ 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書類

(ア) 提出期日：令和７年８月１８日（月）午後５時１５分まで【必着】

(イ) 提出書類：「８(1)参加申込書類」の番号①～⑦

(ウ) 提出部数：１部

イ 企画提案書類

- (ア) 提出期日：令和7年9月1日（月）午後5時15分まで【必着】
 (イ) 提出書類：「8(2)企画提案書類」の番号①～④
 (ウ) 提出部数：正本1部、副本6部

(2) 提出先

本書中の「12 資料提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

8 提出書類

(1) 参加申込書類

番号	提出書類	様式等
①	竹原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書	様式第2号
②	法人の沿革、事業概要がわかるもの	任意
③	法人の定款又は寄付行為の写し（提出日から2か月以内のもの）	任意
④	法人の登記簿謄本（提出日から2か月以内のもの）	任意
⑤	財務諸表（直近2年分）	任意
⑥	竹原市に対して税の滞納がない証明（納税義務がある業者のみ） ※竹原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑦	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※竹原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意

(2) 企画提案書類

番号	提出書類	様式等
①	企画提案書 ※1	任意
②	見積書 ※2	様式第3号
③	見積書の詳細（職員の人件費の内訳、各費目の積算方法等） ※3	任意
④	その他市が指定する書類（追加提出を求めた場合のみ）	

※1 番号①「企画提案書」は、市が求める仕様の内容を考慮し、作成することとし、特に次の内容について記載すること。また、企画提案書は、A4サイズ両面で30ページ以内（表紙は除く）とすること。

なお、仕様書等に記載している内容以外で、この業務の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

(1) 法人に関すること

- ・ 運営方針及び理念
- ・ 同業務、類似業務の受注実績

(2) 放課後児童クラブの運営体制

- ・ 安定して運営するための体制及び方針（指揮系統の体制、責任者の配置を含む）

- ・ 安定して運営するための職員の配置及び勤務体制に関する考え方
 - ・ 職員の雇用及び処遇に関する考え方（人材確保策を含む）
 - ・ 人材育成に関する取組（研修計画等）
- (3) 安全対策及び危機管理に関すること
- ・ 事故防止策及び事故発生時の対応
 - ・ 衛生管理
 - ・ 防災及び防犯対策
- (4) 児童の受入に関すること
- ・ 児童の受入に関する考え方
 - ・ 要配慮児童への対応等（障害特性のある児童に対する支援、児童虐待等が疑われる場合の対応・支援方法等）
- (5) 児童の健全育成に関すること
- ・ 児童の育成に関する基本方針
 - ・ 児童クラブで実施する支援内容及び年間計画
- (6) 利用者対応に関すること
- ・ 保護者との連絡体制、方法（ICT 運用を含む）
 - ・ 保護者からの要望、苦情への対応方法
- (7) 事業運営に関すること
- ・ 学校や地域との連携体制、方法
 - ・ 個人情報の管理、取扱方法
 - ・ おやつの提供に関する考え方（食物アレルギー、窒息事故、食中毒防止策等）
- (8) 独自提案に関すること
- ・ 実施する独自の取組とその効果
- (9) スケジュールに関すること
- ・ 円滑に業務を開始するためのスケジュール

※ 2 見積書については、児童クラブ数の減少を反映させたものとする。

加配分の見積額については、各支援単位に加配補助員 1 名の配置を想定したものとする。

※ 3 見積書の詳細については、年度ごとに記載すること。

9 選定方法（公募型プロポーザル方式）

提出された企画提案書等を基に、市職員等で構成する選定委員会においてプレゼンテーション審査を行い、提案内容全般を総合的に評価する。

評価点の合計点が最も高い事業者を優先契約交渉業者として選定する。ただし、評価点が満点の 60%を下回る場合は、失格とする。

なお、参加事業者が 1 者のみでも実施する。

(1) プレゼンテーション審査実施方法

1 者あたりおおむね 50 分（説明 20 分、質疑応答 30 分）とする。

(2) プレゼンテーション審査実施日程及び会場

日程 令和 7 年 9 月 11 日（木）

会場 竹原市保健センター 2 階 会議室（竹原市中央三丁目 14 番 1 号）

※ 開始時間については、別途通知する。

※ 市が準備するものは、スクリーン及び延長コードのみとする。その他機材については、各自準備すること。

(3) プレゼンテーション出席人数

1 者あたり 5 人までとする。

(4) 審査項目

別紙「竹原市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準表」に基づき審査する。

(5) 結果通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について竹原市ホームページに掲載する。

10 契約の締結

(1) 契約手続

優先契約交渉業者と協議の上、地方自治法第 234 条第 2 項の規定による随意契約により契約手続を進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、得点の高いプロポーザル参加事業者から順に契約協議を行うものとする。

ア 優先契約交渉業者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。

イ 優先契約交渉業者が、竹原市から業務委託に係る指名除外措置をうけたとき。

ウ 優先契約交渉業者が、選定後に虚偽の申し出等により本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかになったとき。

エ 優先契約交渉業者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 優先契約交渉業者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 契約

本業務の委託契約は、竹原市契約規則（昭和 59 年規則第 63 号）及び竹原市の業務委託契約書によるものとする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

11 その他

(1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 企画提案に関する資料は、返却しない。

- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 実施要領及び仕様書配布後は、健康こども未来課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申込後、辞退する場合は、別紙「竹原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル参加辞退届（様式第4号）」を提出すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、竹原市情報公開条例（平成11年竹原市条例第15号）に基づく開示が実施されることがある。
- (10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

12 資料提出及び問い合わせ先

竹原市市民福祉部健康こども未来課

〒725-0026 広島県竹原市中央三丁目14番1号

TEL 0846-22-7742 FAX 0846-22-7158

E-Mail kodomo@city.takehara.lg.jp